

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

SNS 利用規程

(目的)

第1条 本規程は、役職員が SNS を利用するに際し、財団情報の漏えいを防止すると共に当財団の信用失墜を防止することを目的とする。

(対象者)

第2条 当財団の役職員で SNS を利用する全ての職員。

(対象システム)

第3条 Facebook、Line、Instagram 他、全ての SNS。

(遵守事項)

第4条 業務目的での利用は、次のとおりとする。

- (1) 業務を目的に SNS を利用する者は、事前に、利用目的、利用 SNS、作成予定利用アカウント名を情報セキュリティ担当者に申請し承認を得ること。
- (2) SNS に記述する内容は、公開 Web サーバに記述する公開情報に準ずること。
- (3) SNS 利用において、他利用者からのクレーム、中傷、炎上等がある場合は、情報セキュリティ担当者に報告すること。

2 業務目的外(私的利用)利用の注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 役職員が SNS を利用する場合、当財団の非公開情報、法律、公序良俗に違反する記載をしてはならない。
- (2) 役職員が取引先社員と SNS 上で私的に交流する場合、双方の立場をわきまえ、社会人として良識の範囲で交流すること。
- (3) 役職員は SNS のセキュリティ設定の問題により、SNS のアカウントが乗っ取られ、悪用される可能性のあることに注意すること。
- (4) 役職員は使用デバイス(PC、スマートフォン、タブレット)と SNS の設定により、使用デバイス上のデータ、写真、位置情報と SNS が自動連携され、自分のプライバシーデータ、写真、位置情報が予期せず公開される可能性のあることに注意すること。
- (5) 役職員は SNS の予期せぬ設定変更、機能追加によりセキュリティ制限レベルが変わり、情報がより一般に公開される可能性のあることに注意すること。
- (6) 役職員は SNS 利用において、当財団の非公開情報の漏えいの可能性、他利用者からのクレーム、中傷、炎上等により当財団の信用失墜がある可能性がある場合は、各部長及び情報セキュリティ担当者に報告すること。

(運用確認事項)

第5条 運用確認事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務部は、SNS 利用に伴う事故、問題等に関する情報を収集し、年に1回以上、事故、問題等発生リスクを低減するため、SNS 利用に関する教育を実施すること。
- (2) 総務部は、年に1回以上、役職員の SNS に利用に伴う問題についてのアンケート調査を実施すること。

(例外事項)

第6条 業務上の都合等により本規程の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、各部長及び情報セキュリティ担当者に報告し、常勤役員会で協議のうえ、例外の適用承認を受けなければならない。

(罰則事項)

第7条 本規程の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を科せられる場合がある。罰則の適用については当財団『就業規則第37条（懲戒）』に従う。

(公開事項)

第8条 本規程は対象者にのみ公開するものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会で決定する。また、本規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

附 則

本規程は、2023年10月1日から施行する。